**契　約　書（案）**

１　修理名 令和７年度漁業取締船「ほうだつ」主機関定期検査及び整備修理

２ 修理箇所 漁業取締船「ほうだつ」

３ 修理期間 着工 令和　７年　７月１４日

完成 令和　７年　８月２１日

４　契約金額 ￥　　　　　　　　－　（うち消費税額　￥　　　　　　　－）

ただし、消費税額は消費税法第２８条第１項及び第２９条の規定により、契約金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。

５　契約保証金額　免除

上記の修理について 発注者　石川県　と受注者

とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

 令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　発　注　者 石　　川　　県

 　　　　　　　　　　　　石川県知事　　馳　浩

　　　　　　　　　　　　受　注　者 住　所

 　　　　　　　　　　　　氏　名

1. 受注者（以下「乙」という。）は発注者（以下「甲」という。）の示した仕様書に基づき頭書の契約金額をもって、頭書の期間内に修理を完成しなければならない。
2. 仕様書に明示されていないもの又は仕様書の交互符合しないものがある場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲又は甲が指定した監督員の指示に従うものとする。
3. 乙は、修理の施行について甲又は甲の指定した監督員の指示に従わなければならない。
4. 乙は、乙の責めに帰することができない事由その他正当な事由により修理期間内に修理を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して修理期間の延長を求めることができる。その延長日数等は、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。
5. 甲又は甲の指定した監督員が使用材料の異常又は不良を認めたときは、直ちに取り替えさせるものとする。この場合、乙はこれに要する費用の請求はできないものとする。
6. 本契約締結により、甲が乙に主機関を引き渡してから、入出修理完了後乙が甲に主機関を引き渡すまで、主機関の保証は乙が責任をもってこれに当たるものとする。
7. 乙は、修理が完成したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。
8. 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して５日以内に乙の立会いのうえ修理の完成を確認するための検査を完了しなければならない。
9. 乙は、修理が前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を修理の完成とみなして前各項の規定を適用する。
10. 乙は、甲の検査完了後適法な支払請求書を石川県農林水産部水産課へ提出するものとする。
11. 甲は、前条による支払請求書を受理した日から３０日以内に本契約金額を乙に支払うものとする。
12. 乙が正当な事由がなく修理期間内に修理を完了しないときは、契約金額に対し、期限の翌日から修理を完了する日までの日数に応じ年３パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払うものとし、この違約金は甲が乙に支払う契約対価の支払の際これを徴収するものとする。
13. 甲が正当な事由なく第９条による支払期日を遅延したときは、支払金額に対し、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ年２．５パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。
14. 違約金又は遅延利息の額が１００円未満であるときは甲乙共に支払うことを要せず、１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
15. 甲は、次に掲げる場合には、本契約を解除し、これに対し、乙は異議の申立をすることができないものとする。
16. 本契約の条項に違反したとき。
17. 甲の承諾なくこの契約により得た権利若しくは義務を他人に委任又は譲渡したとき。
18. 乙は、本契約に基づく修理後３箇月間甲の正常な管理のもとにおいて製品の不良、変質等によって生じたと認められる故障又は発見されたかしについては、甲の請求に基づき直ちに自己の負担において修理又は取り替えるものとする。
19. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。
20. 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
21. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
22. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
23. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
24. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
25. 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
26. 第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
27. 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
28. 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
29. 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第１項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
30. 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
31. 乙について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
32. 乙は、この契約に関して前条第１号から第３号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の10分の３に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
33. 前条第１号又は第２号に該当する場合であって、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売に該当するとき。
34. 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要があると認めるとき。
35. 乙は、本契約に関して、前条第３号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
36. 前条第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があるとき。
37. 前条第３号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
38. 甲は、甲に生じた実際の損害額が第１項及び第２項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
39. 前３項の規定は、乙が契約を履行した後においても適用する。
40. 本契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

特約条項

　本主機関の修理については、船舶安全法第５条の規定による定期検査（運輸局の検査）に合格しなければならない。